

菊川市水道事業 水道工事標準仕様書

令和 3 年 4 月

菊川市水道課

1 総 則

1-1. 適用範囲

この菊川市水道事業 水道工事標準仕様書（以下「この仕様書」という。）は菊川市水道課が発注する工事に適用し、菊川市水道課が請負により施工させる各種工事に適用する。

この仕様書に定めのない事項は、次に定める仕様書（最新版）による。

- 特記仕様書
- 菊川市建設工事請負契約約款
- 菊川市給水装置工事設計・施工基準
- 菊川市水道事業給水装置工事に関する指導要綱
- 土木工事共通仕様書 (静岡県土木部)
- 土木工事施工管理基準 (静岡県土木部)
- 水道工事標準仕様書（土木工事編） (日本水道協会)
- 水道工事標準仕様書（設備工事編） (日本水道協会)
- 水道施設設計指針 (日本水道協会)
- 水道維持管理指針 (日本水道協会)
- 水道施設耐震工法指針・解説 (日本水道協会)
- 水道事業実務必携 (全国簡易水道協議会)
- ダクタイル管布設工事標準マニュアル (日本ダクタイル鉄管協会)
- ダクタイル管路配管設計標準マニュアル (日本ダクタイル鉄管協会)
- ダクタイル管路設計と施工 (日本ダクタイル鉄管協会)
- 給水装置工事技術指針 (財団法人 給水工事技術振興財団)
- 水道用鋼管 (日本水道鋼管協会)
- 水道用塗覆装鋼管現場施工基準 (日本水道鋼管協会)
- 水道用ステンレス鋼管設計施工指針 (日本水道鋼管協会)
- 水道用硬質塩化ビニル管技術資料＜施工編＞ (塩化ビニル管・継手協会)
- 水道用硬質塩化ビニル管技術資料＜規格・設計編＞ (塩化ビニル管・継手協会)
- 水道配水用ポリエチレン管及び管継手設計マニュアル (水道配水用ポリエチレンシステム研究会)
- 水道配水用ポリエチレン管及び管継手施工マニュアル (水道配水用ポリエチレンシステム研究会)
- 水道用ポリエチレン二層管技術資料 (日本ポリエチレンパイプ工業会)

1-2. 法令等の遵守

工事の施工に当たり請負者は当該工事に関する法令、条例、規則等を遵守すること。

（参考：水道工事標準仕様書（土木工事編）P.1 1.1.2に規定する関係法令等）

○土木工事共通仕様書 静岡県土木部 平成19年10月 第1章総則「1-1-34諸法令の遵守」に示す主な法令。

○水道法 昭和32年6月15日法律第177号。

なお、これら諸法規の運用適用は請負者の負担と責任において行う。

2 材 料

2-1. 材料の規格

工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を規定された物を除き、日本工業規格（JIS）、日本農林規格（JAS）、日本水道協会規格（JWWA）等、次に定める規格等に適合したもの。またはこれと同等以上の品質を有するものとする。なお、使用材料については「材料承認願」を監督員に提出する。

○日本工業規格	（JIS）
○日本農林規格	（JAS）
○日本水道協会規格	（JWWA）
○日本ダクタイル鉄管協会規格	（JDPA）
○塩化ビニル管・継手協会団体規格	（AS）
○日本水道鋼管協会規格	（WSP）
○配水用ポリエチレンパイプシステム協会規格	（PTC）
○土木工事共通仕様書	（静岡県土木部）

2-2. 材料の検査

○工事用材料は、使用前にその品質、寸法又は見本品について監督員の検査を受け、合格したもの。材料検査に際して、請負者はこれに立会う。

○材料検査に合格したものであっても、使用時に損傷、変質したときは、新品と取り替え、再び検査を受ける。

2-3. 材料の品質

○工事に使用する材料は、検査刻印等があり、かつ日本水道協会検査証明書等の、検査合格書または品質証明書が添付されていること。

2-4. 菊川市仕様の材料

○仕切弁の開閉方向は旧菊川町上水道事業地区は右開き、旧小笠町上水道事業地区は左開き。

- 仕切弁ボックス 菊川市仕様
- 空気弁ボックス 菊川市仕様
- 消火栓ボックス 菊川市仕様
- 量水器ボックス 菊川市仕様 （菊川市水道課支給）
- 止水栓ツインバルブ菊川市仕様 （菊川市水道課支給）
- 水道管標示ピン 菊川市仕様 （菊川市水道課支給）

3 工 事

3-1. 一般事項

- 菊川市は茶の産地であるため、茶の収穫時期は地元の農作業に支障にならないよう配慮しなければならない。
- 工事に先立ち、地元自治会長に工事内容を説明し、現場付近居住者に十分な協力が得られるよう努める。なお、公道を全面通行止で工事を行う場合は、地元自治会長の承諾書が必要となる。
- 請負者は工事の施工に必要な関係諸官公署及び他企業への諸手続に当たっては、あらかじめ監督員と打合せのうえ、迅速、確実に行ない、その経緯については、速やかに監督員に報告する。
- 請負者は工事箇所近接する家屋等に被害が発生するおそれがあると思われる場合、監督員と協議のうえ、当該家屋等の調査を行う。
- あらかじめ設計図書等に基づき、工事内容を正確に把握しておく。これらの書類により難しい場合は、監督員と協議する。金額変更が発生する場合は事前に協議書で協議する。
- 新設管と既設埋設物との離れは、30cm以上とする。ただし、所定の間隔が保持できないときは監督員と協議する。

3-2. 適用すべき諸基準

- 設計図書、この仕様書、この仕様書 1 総則 1-1. 適用範囲の基準類による。

3-3. 測量調査、試掘調査、土質調査

- 工事の施工に先立ち、測量調査、試掘を行い、新設管、地下埋設物の位置等を確認する。試掘箇所は監督員と協議のうえ選定する。また、その結果を記録写真、調査表等にまとめて監督員に報告する。
- 試掘調査の際、近接する地下埋設物については、当該施設管理者、監督員の立会いを求め、その指示を受け、適切な措置を講じる。
- 試掘調査の結果、土質により埋戻発生土を使用する。埋戻方法、土質試験について監督員と協議する。

3-4. 掘削工

- 舗装切断、掘削に先立ち、かならず必要な測量を実施し、中心線、縦断、横断、用地境界、仮ベンチマークの設置などを確認する。確認後、管中心線を中心にして左右対称となるように、所定の幅および深さに掘削する。なお、各側点の中心杭は控杭等を設置し、管布設時に管中心線を確認できるよう配慮しておく。
- 掘削に当たっては、あらかじめ保安設備、土留、排水、覆工、残土処理その他につき必要な準備を整えたうえ、着手する。また、架空線などの地上施設についても注意を払わねばならない。

3-5. 土留工

- 掘削深度が 1. 5 m を超える場合は、切取面がその箇所の土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き、土留工を施すものとする。
- 1. 5 m 以内であっても自立性の乏しい地山の場合は、監督員と協議し、施工の安全性を確保するため適切な勾配を定めて断面を決定するか、又は土留工を施すものとする。

3-6. 管布設工

○管の据え付け、いろいろの継手を接合する手順は、「この仕様書 1 総則 1-1. 適用範囲」の基準類に基づいて行い、接合作業の良否判定及び接合後における継手部の挙動を確認するため、その都度必要事項をJDPA、AS、PTC等のチェックシートに記録、保存しながら確実に施工する。

○ボルトの標準締め付けトルクは「3-別紙 2-3. ボルトの均等な締め付け」「この仕様書 1 総則 1-1. 適用範囲」の基準類に示す値とし、締め付けの最後はトルクレンチで確認する。

○ 1 日の布設作業完了後は、管内に土砂、汚水等が流入しないよう木蓋等で管端部をふさぐ。また、管内には綿布、工具類等を置き忘れないよう注意する。

○配管技能者は、主に管の芯出し、据付け接合等を行うものとし、発注者が認めた配管技能者、日本水道協会の配管技能登録者（一般登録・耐震登録・大口径）又は、それと同等以上の技能を有する者とする。

3-7. 水道用ダクトイル鋳鉄管用ポリエチレンスリーブ

○ポリエチレンスリーブの施工法については日本ダクトイル鉄管協会発行の「ダクトイル鉄管用ポリエチレンスリーブ施工要領書」による。

3-8. 仕切弁設置工

○仕切弁の開閉方向は旧菊川町上水道事業地区は右開き、旧小笠町上水道事業地区は左開きとする。バルブキーが垂直に挿入できるよう水平に設置する。

○仕切弁ボックスは菊川市仕様とする。鉄蓋が高さ調整のためネジ式となっているため、設置箇所に応じて最良の位置になるよう施工する。仕切弁の頭部が鉄蓋、クリーンケースの中心位置になるよう、仕切弁ボックスを設置し、バルブキーの挿入が容易にできるよう施工する。

3-9. 空気弁、消火栓設置工

○空気弁ボックス、消火栓ボックスは菊川市仕様とする。高さ、勾配は底版から調整し、ボックスセットの材料だけで施工する。鉄蓋と上部ボックスの間に木材、モルタル等を使用して施工しないこと。

3-10. 埋戻工

○埋戻しは片埋めにならないように注意しながら厚さ20cm以下毎に敷きならし、現地盤と同程度以上の密度となるように締固めを行なう。管の周囲は保護砂により水締等で埋戻する。

○保護砂は清浄、強硬、かつ耐久的で、ごみ、どろ、有機物等の有害物を含まないもので、発注者の承認を得たもの。

○埋戻しのときに、管その他の構造物に損傷を与えたり、管の移動を生じたりしないように注意する。また、土留めの切梁、管据付の胴締め材、キャンバー等の取り外し時期、方法は周囲の状況に応じ決める。

○設計図書に基づき、埋設物探知標示シート、上水道標示テープ、埋設物探知ワイヤーを設置する。

3-11. 残土処理

○残土は建設副産物の規定により適切に処分する。

3-12. 建設副産物

○請負者は産業廃棄物が搬出される工事に当たっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確認するとともに、監督員に提示する。

○請負者は、「建設副産物適正処理推進要綱」（平成14年5月国土交通省事務次官通達）、「再生資源の利用の促進について」（平成3年10月建設大臣官房技術審議官通達）、「建設汚泥の再利用に関するガイドライン」（平成18年6月国土交通省事務次官通達）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図る。

3-13. 水圧試験

○配管終了後、継手の水密性を確認するため、原則として監督員立会いのうえ管内に充水した後、当該管路の最大静水圧や水撃圧を考慮した適切な圧力で水圧試験を行う。なお、水圧試験の方法については、監督員の指示による。

3-14. 既設管との連絡

○連絡工事は、断水時間が制約されるので、十分な事前調査、準備を行うとともに、円滑な施工ができるよう経験豊富な技術者と作業員を配置する。また配管資材の確保、機械器具の整備を十分にしておき、工事は迅速、確実に施工し、断水時間が延びないようにする。

○連絡工事に当たっては、事前に施工日、施工時間、断水、水圧低下及び連絡工事工程等について、監督員と十分協議する。

○断水通知、水圧低下通知は監督員が通知する。

○既設管を切断する前にその管の所属、呼び径、種類等を調べ、設計図書に示された管であることを確認する。

○管を切断する時は、仕切弁が確実に閉じていること、管内に圧力がないことを確認し、監督員の立会い指示で切換作業を開始する。仕切弁開閉操作は監督員が行う。

○圧着機等による給水管断水は監督員の指示による。圧着箇所は全ての管種で必ずMCユニオン等で保護すること。

○連絡工事完了後、不要となった仕切弁、消火栓、空気弁等は誤動作防止のため撤去する。撤去方法は監督員と協議する。

3-15. 道路占用工事

○公道に布設する場合は、道路法及び関係法令によるほか、道路管理者との協定にもとづく。

○道路占用工事は、この仕様書及び道路管理者の仕様書や指示条件等による他、日本道路協会の「アスファルト舗装工事共通仕様書」「アスファルト舗装要綱」「セメントコンクリート舗装要綱」等に準拠して施工する。

3-16. 河川占用工事

○河川に布設する場合は、河川法及び関係法令によるほか、河川管理者との協定にもとづく。

○河川占用工事は、この仕様書及び河川管理者の仕様書や指示条件等に準拠して施工する。

3-17. 地中埋設設置工（水道管標示ピン）

○本舗装工完了後に、水道管理設位置に水道管標示ピンを設置する。水道管標示ピン材料は菊川市水道課で支給する。

3-18. 就業時間

○就業時間については、道路管理者及び所轄警察署の交通制限に係る指示に従い、あらかじめ監督員と協議する。

3-19. 交通保安対策

- 請負者は、工事の施工に当たり、道路管理者及び所轄警察署の交通制限に係る指示に従うとともに、沿道住民の意向を配慮し、所要の道路標識、標示板、保安さく、注意灯、証明灯、覆工等を設備し、交通の安全を確保する。
- 道路を一般交通に開放しながら工事を施工する場合は、交通誘導員を配置して、車両の誘導及び事故防止に当たる。配置についてはあらかじめ監督員と協議する。
- 道路管理者及び所轄警察署、所轄消防署の交通制限に係る届出又は許可申請の手続きをとる。発信人の氏名は監督員と協議する。

3-20. 他工事との協調

- 工事現場付近で他工事が施工されているときは、互いに協調して円滑な施工をはかる。工区が接する他工事で、水道管の接続がある場合は連絡工事についても、互いに協調して円滑な施工をはかる。

3-21. 監督員による検査（確認を含む）及び立会等

- 土木工事共通仕様書（静岡県土木部）第3編1-1-6による。
- 上記に無い種別・細別については監督員の指示による。

3-22. 工事検査

- 菊川市建設工事執行規則第42条に定める職員の指示による。

3-別紙1 出来型管理基準

3-別紙1-1. 適用すべき諸基準

- この仕様書、この仕様書1総則1-1. 適用範囲の基準類による。
- 土木工事施工管理基準 静岡県土木部 P.45 出来形管理基準及び規格値。
- 「管の据付、管の接合」は水道工事標準仕様書（土木工事編）P.144、静岡県農林土木工事施工管理基準 P66. 出来形管理基準及び規格値を参考に下記のとおりとする。
- 主な出来形管理基準及び規格値を下記に記す。

	工種	測定項目	規格値	測定基準、測定箇所
○道路土工	掘削工	基準高 V	±50mm	土木施工管理基準共通編P46
○道路土工	掘削工	幅 W	-100mm	土木施工管理基準共通編P46
○道路土工	路体、路床盛土工	基準高 V	±50mm	土木施工管理基準共通編P46
○道路土工	路体、路床盛土工	幅 W	-100mm	土木施工管理基準共通編P46
※「道路土工 路体、路床盛土工」は厚さ20cm以下毎に測定し管理する。				
○基礎工	砂基礎工	厚さ t	設計値以上	土木施工管理基準共通編P56
○基礎工	砂基礎工	幅 W	設計値以上	土木施工管理基準共通編P56
※「基礎工 砂基礎工」は厚さ20cm以下毎に測定し管理する。				
○アスファルト舗装工	下層路盤工	基準高 ▽	±30mm	土木施工管理基準共通編P62
○アスファルト舗装工	下層路盤工	厚さ t	-45mm	土木施工管理基準共通編P62
○アスファルト舗装工	下層路盤工	幅 W	-50mm	土木施工管理基準共通編P62
○アスファルト舗装工	上層路盤工	厚さ t	-30mm	土木施工管理基準共通編P62
○アスファルト舗装工	上層路盤工	幅 W	-50mm	土木施工管理基準共通編P62
○アスファルト舗装工	基層工	厚さ t	-12mm	土木施工管理基準共通編P62
○アスファルト舗装工	基層工	幅 W	-25mm	土木施工管理基準共通編P62
○アスファルト舗装工	表層工	厚さ t	-7mm	土木施工管理基準共通編P63
○アスファルト舗装工	表層工	幅 W	-25mm	土木施工管理基準共通編P63
○管布設工	管の据付	埋設位置 L	±30mm	水道工事標準仕様書P144
※「埋設位置」に関しては、道路の線形上どうしても基準値に入らない場合は、監督員と協議を行うこと。				
○管布設工	管の据付	土被り D P	±30mm	水道工事標準仕様書P144
○管布設工	管の据付	施工延長200m以上	-0.1%	農林土木施工管理基準P66
○管布設工	管の据付	施工延長200m未満	-200mm	農林土木施工管理基準P66
※「管布設工 管の据付」の測定基準、測定箇所は路線、口径、管種ごとに施工延長40mにつき1箇所。				
○管布設工	管の接合	鋳鉄管継手	接合要領書による	水道工事標準仕様書P144
○管布設工	管の接合	ビニル管継手	接合要領書による	水道工事標準仕様書P144
○管布設工	管の接合	ポリ管継手	接合要領書による	水道工事標準仕様書P144
※「管布設工 管の接合」の測定基準、測定箇所は口径、管種毎に全接合箇所測定。各種継手点検表に記入。				
○弁栓類・鉄蓋の据付		路面との段差	段差が無いこと全箇所測定	水道工事標準仕様書P144
○異形管防護工		幅、高さ、辺長	-30mm全箇所測定	水道工事標準仕様書P144
○異形管防護工		体積	＋であること全箇所測定	水道工事標準仕様書P144

3-別紙2 品質管理基準

3-別紙2-1. 適用すべき諸基準

- この仕様書、この仕様書1 総則1-1. 適用範囲の基準類による。
- 土木工事施工管理基準 静岡県土木部 P.213 品質管理基準及び規格値。
- 「品質管理基準」は水道工事標準仕様書（土木工事編）P.145品質管理基準例を参考に下記のとおりとする。
- 主な品質管理基準及び規格値を下記に記す。

○管路水圧試験

- (試験方法) 管内に充水し所定の水圧を負荷し、一定時間保持してこの間の圧力変化を測定。
- (規格値) 管路に漏水等異常が無く、急激な圧力降下が生じないこと。
- (試験基準) 管路工事完了時。
- (適用) 原則として監督員の立会い。

○通水準備 遊離残留塩素の測定等。

- (規格値) 上流の水道水と遊離残留塩素が同程度。
- (試験基準) 使用開始前。

○管の接合 ダクタイル鋳鉄管継手部接合検査

- (試験方法) 目視。ノギス等による計測
- (規格値) 各継手部所定の寸法を満たすこと。ボルトの締め付けトルクを満たすこと。
- (試験基準) すべての継手接合箇所について実施。
- (適用) チェックシートを使用。

3-別紙2-2. 接合結果の記録（チェックシート）

- 接合作業の良否判定及び接合後における継手部の挙動を確認するため、その都度必要事項を下記に示したチェックシートに記録し、保存しておく。
- 日本ダクタイル鉄管協会規格 (JDPA)
- 塩化ビニル管・継手協会団体規格 (AS)
- 配水用ポリエチレンパイプシステム協会規格 (PTC)
- この仕様書、この仕様書1 総則1-1. 適用範囲の基準類による。

3-別紙2-3. ボルトの均等な締め付け

○ボルトの締め付けトルクは下記に示す値とし、締め付けの最後はトルクレンチで締め付ける。ガスケットが均等に圧縮されるよう全周を数回にわたり締め付け、下記に示す規定のトルク、標準間隔に達したところで締め付けを完了する

接合作業はその都度必要事項をチェックシートに記入しながら行う。管理基準、管理箇所、撮影頻度は1箇所毎とする。

○締め付けトルク

管径 (mm)	締め付けトルク (N・m)	ボルトの呼び
75	60	M16
100～600	100	M20

○大平面座形フランジの接合 (RF形-RF形)

大平面座形フランジの標準締め付けトルク

呼び径 (mm)	標準締め付けトルク (N・m)	ボルトの呼び
75～200	60	M16
250・300	90	M20
350・400	120	M22
450・600	180	M24

○溝形フランジ (メタルタッチでない) の接合 (RF形-GF形)

メタルタッチでない溝形フランジの標準間隔

呼び径 (mm)	標準間隔 (mm)	
75～900	下限 3.5	上限 4.5

フランジ面間の間隔をすき間ゲージにて円周4箇所測定し、その値が標準間隔の範囲内にあることを確認する。さらに、すべてのボルトが容易にゆるまないことを確認する。

3-別紙3 写真管理基準

3-別紙3-1. 適用すべき諸基準

- この仕様書、この仕様書1 総則1-1. 適用範囲の基準類による。
- 土木工事施工管理基準 静岡県土木部 P.313 写真管理基準。
- 「土木工事施工管理基準 静岡県土木部 P.313 写真管理基準」にないものは、「水道工事標準仕様書(土木工事編) 日本水道協会 P.120 付2工事記録写真撮影要綱例 別表付2.1 撮影内容及び頻度」。
- 「管布設工 管の据付」は「道路土工、基礎工、舗装工」等に併せ下記のとおりとする。
- 主な写真管理基準及び撮影頻度を下記に記す。

	工種	測定項目	撮影頻度
○道路土工	掘削工	基準高 V	40mにつき1箇所、40m以下のものは2箇所
○道路土工	掘削工	幅 W	40mにつき1箇所、40m以下のものは2箇所
○道路土工	路体、路床盛土工	基準高 V	40mにつき1箇所、40m以下のものは2箇所
○道路土工	路体、路床盛土工	幅 W	40mにつき1箇所、40m以下のものは2箇所
※「道路土工 路体、路床盛土工」は厚さ20cm以下毎に測定し撮影する。			
○基礎工	砂基礎工	厚さ t	40mにつき1箇所、40m以下のものは2箇所
○基礎工	砂基礎工	幅 W	40mにつき1箇所、40m以下のものは2箇所
※「基礎工 砂基礎工」は厚さ20cm以下毎に測定し撮影する。			
○アスファルト舗装工	下層路盤工	基準高 ∇	40mにつき1箇所
○アスファルト舗装工	下層路盤工	厚さ t	40mにつき1箇所
○アスファルト舗装工	下層路盤工	幅 W	40mにつき1箇所
○アスファルト舗装工	上層路盤工	厚さ t	40mにつき1箇所
○アスファルト舗装工	上層路盤工	幅 W	40mにつき1箇所
○アスファルト舗装工	基層工	厚さ t	40mにつき1箇所
○アスファルト舗装工	基層工	幅 W	40mにつき1箇所
○アスファルト舗装工	表層工	厚さ t	40mにつき1箇所
○アスファルト舗装工	表層工	幅 W	40mにつき1箇所
○管布設工	管の据付	埋設位置 L	40mにつき1箇所
○管布設工	管の据付	土被り D P	40mにつき1箇所
○管布設工	管の据付	離隔	上越し、下越し箇所毎
○管布設工	管の接合	鋳鉄管継手	1施工箇所につき1箇所
○管布設工	管の接合	ビニル管継手	1施工箇所につき1箇所
○管布設工	管の接合	ポリ管継手	1施工箇所につき1箇所
○弁栓類・鉄蓋の据付		路面との段差	1施工箇所につき1箇所
○異形管防護工		幅、高さ、辺長、体積	1施工箇所につき1箇所

4 給 水

4-1. 一般事項

- 本管から分岐する給水管は、原則としてφ20 mm以上とし、一筆(地番)当たり1本を基本とする。給水管は、第三者(他人)の土地を経由して引込んではない。
- 量水器の設置については、原則として官民境界から1.5 m以内の進入路等とし、且つ検針、修理等しやすい場所を選定すること。
- 既存給水施設が上記と異なる場合は監督員と協議し、連絡工事の際に給水管、量水器を移設する。これについて民地内は土地所有者、給水受益者の承諾を得ること。承諾を得ることが出来ない場合は、既存給水施設に公道内で接続する。
- 量水器ボックス、止水栓ツインバルブが老朽化している場合は監督員と協議し、取換する。材料は菊川市水道課が支給する。
- 事業所、共同住宅等さまざまな給水については下記の「4-2. 適用すべき諸基準」の基準類に基づく。

4-2. 適用すべき諸基準

この仕様書に定めのない事項は、次に定める仕様書(最新版)による。

- 設計図書
- この仕様書1総則1-1. 適用範囲の基準類による。
- 菊川市水道事業給水条例(平成17年1月17日条例第158号)
- 菊川市水道事業給水条例施行規程(平成17年1月17日水道事業管理規程第6号)
- 菊川市水道事業指定給水装置工事事業者規程(平成17年1月17日水道事業管理規程第7号)
- 菊川市給水装置工事設計・施工基準
- 菊川市水道事業給水装置工事に関する指導要綱

4-3. 必要な資格

- 水道法第16条の2第1項の規定による菊川市水道事業指定給水装置工事事業者に指定された者であること。

4-4. 出来型管理基準、品質管理基準、写真管理基準

- 3-別紙1 出来型管理基準による。
- 3-別紙2 品質管理基準による。
- 3-別紙3 写真管理基準による。
- 上記の測定箇所は1給水管につき1箇所とする。
- 各管理基準、完成図、写真は菊川市給水装置工事承認申請を参考にする。

5 書 類

5-1. 提出書類

- この仕様書 1 総則 1-1. 適用範囲の基準類による。
- 土木工事施工管理基準 静岡県土木部 P.743 主な提出書類一覧表。
- 菊川市契約関係書類チェックリスト、菊川市完成図書チェックリストの項目。
- 変更時、完成時図面データ（菊川市水道課マッピングシステム対応）。
- 工事記録写真データ。

発注者

〒437-1507 静岡県菊川市赤土1503

菊川市役所 生活環境部 水道課

菊川市水道事業管理者 菊川市長 長谷川寛彦

TEL 0537-73-1115

FAX 0537-73-1117

メールアドレス suidou@city.kikugawa.shizuoka.jp

菊川市ホームページ <http://www.city.kikugawa.shizuoka.jp/>

「菊川市水道事業 水道工事標準仕様書」「菊川市例規集」が閲覧できます。

菊川市水道事業 水道工事標準仕様書
平成 22 年 2 月 24 日 発行
平成 23 年 2 月 15 日 改訂
平成 27 年 6 月 4 日 改訂
令和 3 年 4 月 12 日 改訂
発 行 菊 川 市 水 道 課